

介護老人保健施設はまゆりケアセンター 利用料金明細(令和6年8月)

- * 介護保険法に基づき、施設利用者の利用料金は要介護認定による要介護度の程度によって異なります。
- * 基本料金・加算料金は、介護保険で給付される費用の1割負担分です。2割又は3割負担の方は2倍又は3倍の料金となります。(入所は負担上限あり)
- * その他の料金は、介護保険給付外の費用で、全額自己負担です。
- * 定員 介護老人保健施設: 92名 短期入所療養介護: 空床利用型 通所リハビリテーション: 16名

項目	介護老人保健施設		通所		備考	
	多床室	多床室	リハビリテーション	リハビリテーション		
基本料金	要支援1	-	-	-	介護予防給付	
	要支援2	-	-	-		
	要介護1	793円/日	830円/日	622円/日	-	
	要介護2	843円/日	880円/日	738円/日	-	
	要介護3	908円/日	944円/日	852円/日	-	
	要介護4	961円/日	997円/日	987円/日	-	
要介護5	1,012円/日	1,052円/日	1,120円/日	-	通所の利用時間は、5時間以上6時間未満となります。	
加算料金	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日		88又は176円/月	全利用者へ加算(通所の支援1は月88円、支援2は月176円)	
	療養食加算	6円/食	8円/食	-	疾病治療の一環として療養食が提供された場合	
	経口移行加算	28円/月	-	-	経口移行計画を作成し、栄養管理を行った場合(作成日から180日間のみ)	
	経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	-	-	経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合	
	経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	-	-	(Ⅰ)に加えて更なる専門的管理を行った場合	
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円/日	-	-	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合	
	リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	33円/月	-	-	実施計画等の情報を厚生労働省に提出した場合	
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	-	-	排せつ支援計画を作成し、3月毎に見直した場合	
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	-	-	(Ⅰ)に加えて排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善した場合	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	-	-	心身の状況等に係る基本的な情報・医療的情報を厚生労働省に提出した場合	
	協力医療機関連携加算	100円/月	-	-	協力医療機関と情報共有の為に会議を定期的に開催している場合(R7.3月まで)	
		50円/月	-	-	協力医療機関と情報共有の為に会議を定期的に開催している場合(R7.4月以降)	
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	-	-	入所前後に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	-	-	(Ⅰ)に加えて生活機能の改善目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合	
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	-	-	居宅へ退所する入所者の情報を主治医に提供した場合	
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	-	-	医療機関へ退所する入所者の情報を主治医に提供した場合	
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	-	-	退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合	
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	-	-	退所後の居宅サービスの調整を行った場合	
	退所時栄養情報連携加算	70円/回	-	-	退所先の医療機関等に対して情報を提供した場合	
	安全対策体制加算	20円/回	-	-	安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回のみ)	
	初期加算(Ⅰ)	60円/日	-	-	急性期医療機関への入院後30日以内に退院して入所した場合(入所日から30日間のみ)	
	初期加算(Ⅱ)	30円/日	-	-	(Ⅰ)以外の場合(入所日から30日間のみ)	
	外泊時費用	362円/日	-	-	-	外泊初日及び最終日は含めない
		800円/日	-	-	-	外泊初日及び最終日は含めない ※在宅サービス利用時
	ターミナルケア加算	1,900円/日	-	-	-	死亡日
		910円/日	-	-	-	死亡日前々日、前日
		160円/日	-	-	-	死亡日30日前～4日前
		72円/日	-	-	-	死亡日45日前～31日前
	送迎加算	-	184円/回	-	-	ケアプランに基づき送迎を行った場合
	個別リハビリテーション加算	-	240円/日	-	-	個別のリハビリを実施した場合
	重度療養管理加算	-	120円/日	-	-	要介護4又は5の厚生労働大臣が定める状態である方の場合
	科学的介護推進体制加算	-	-	40円/月	-	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
口腔機能向上加算(Ⅰ)	-	-	150円/回	150円/月	計画を作成して定期的に評価を行い、その情報を厚生労働省に提出した場合(要介護者は2回を限度)	
リハビリテーション提供体制加算	-	-	20円/回	-	全通所者対象(個別リハビリ提供時算定)	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	-	-	560円/月	-	開始日から6月以内(個別リハビリ提供時算定)	
	-	-	240円/月	-	開始日から6月超(個別リハビリ提供時算定)	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	-	-	110円/日	-	退院(所)後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合	
入浴介助加算(Ⅰ)	-	-	40円/回	-	入浴を行った場合	
送迎減算	-	-	▲47円/回	-	事業所が送迎を実施していない場合	

- * 入所利用の場合、上記料金に介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)として6.7%加算されます。
- * 通所利用の場合、上記料金に介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)として7.6%加算されます。

その他の料金	食費	第1段階	300円/日		-	-	世帯全員の(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で年齢福祉年金受給されている方、又は生活保護を受給されている方
		第2段階	390円/日	600円/日	-	-	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方で、かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方
		第3段階①	650円/日	1,000円/日	-	-	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方で、かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方
		第3段階②	1,360円/日	1,300円/日	-	-	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方で、かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方
		第4段階	1,850円/日		-	-	上記以外の方
	居住費	昼食	-	-	570円/食		-
		おやつ	-	-	80円/食		-
		第1段階	-	-	-	-	各段階の要件は「食費」と同じ
		第2段階	430円/日	430円/日	-	-	
	第3段階①	430円/日	430円/日	-	-		
第3段階②	430円/日	430円/日	-	-			
金	第4段階	500円/日	500円/日	-	-		
	雑費	50円/日		30円/日		トイレトーパー等を希望により提供した場合	
	理髪代	1,300円～3,000円		-	-	理容日は毎週月曜日と水曜日	
	私物洗濯代	24～363円/枚(税込)		-	-	希望者のみ	
	時間超過料	-	-	200円/時		家族の出迎え等の都合で、終了後も利用者が施設に滞在する場合	
	ワクチン接種代	実費	-	-	-	インフルエンザワクチン等 希望者のみ	
	文書料	実費	-	-	-	診断書等の発行(料金は内容による) 死亡診断書 5,500円	
ご一代	死後処置料	寝巻きあり	11,000円	-	-	施設内で処置を行った場合	
		寝巻きなし	8,800円	-	-		
					30円/枚	情報開示時の文書の複写等	